

R3現況届Q&A

Q1：現況届とは？

A1：子ども・子育て支援新制度では、保育所等施設を利用している方を対象に、世帯状況に変更が無いか、保育を必要とする事由（就労等）に該当しているかなどを確認するため、現況届の提出が必要となります。

Q2：現況届を提出する必要がある対象者は？

A2：市内在住の方で、令和3年7月1日時点で保育所等施設に通所されている2号、3号認定を受けているお子様が対象です。

※令和3年4月1日以降に新規で入所申請をし、令和3年5月以降に入所したお子様は対象外です。

※市外保育園に通われているお子様は対象外です。（入所承諾期間が1年間のため。）

※1号認定を受けているお子様は対象外です。

Q3：勤務証明書は、市へ提出したばかりなので、提出しなくてよいですか？

A3：母の育児休業からの復職などにより、令和3年4月1日以降に勤務証明書等を提出された方は、提出不要です。

ただし、勤務証明書等を提出していない方の分は提出が必要です。

例： 令和3年4月1日以降、母が育児休業からの復職により、復職後の勤務証明書を提出された場合、母の勤務証明書は不要ですが、父の勤務証明書については、提出が必要です。

Q4：兄弟姉妹、全員分の勤務証明書が必要ですか？

A4：兄弟姉妹分は、お一人分の勤務証明書をそれぞれコピーして提出をお願いします。

Q5：父が海外勤務で〆切日までに提出が間に合いません。どうすればよいですか？

A5：期限内に提出が難しい場合は、市役所保育課または各総合支所児童福祉係にお問い合わせください。

Q6：現況届で提出する勤務証明書は、現在届け出している内容と異なるため、支給認定内容が変更されると思いますが、どうすればよいですか？

A6：支給認定内容に変更が生じる場合は、保育課または各総合支所児童福祉係窓口にて変更申請書の提出をお願いします。

Q7：就労要件以外に該当する場合、様式はどこで入手すればよいですか？

A7：就労要件以外に該当する場合は、様式を各園、保育課又は各総合支所児童福祉係にて配布しております。また、市ホームページにも掲載していますので、ご利用ください。

Q8：7月末に退所する予定ですが、現況届を出さなくてははいませんか？

A8：7月末に退所する場合は、現況届の提出は必要ありませんが、市役所保育課または各総合支所児童福祉係にて、変更届（退所）の手続きをお願いいたします。

Q9：兄弟姉妹の在園証明書は提出が必要ですか？

A9：新制度に移行していない幼稚園（従来の幼稚園）に通っているお子様の在園証明書は利用者負担金（保育料）を算定するために必要です。

※ 令和3年4月1日入所で、既に兄弟姉妹の在園証明書を提出している方は、改めてご提出いただく必要はございません。

※ 認定こども園、久喜市立公立幼稚園に通っているなど、久喜市において、1号認定を受けている場合は、提出は不要です。

※ ご不明な点がございましたら、保育課又は各総合支所児童福祉係までお問い合わせください。

※ご提出していただく書類は市ホームページにも掲載していますので、ご利用ください。

URL：<http://www.city.kuki.lg.jp/kosodate/hoikusho/hoiku/index.html>
（「保育所のご案内」ページにある「令和3年度現況届について」をご覧ください。）



【お問合せ先】

久喜市役所	保育課 保育係	☎0480-22-1111（内線 3329）
菖蒲総合支所	菖蒲児童福祉係	☎0480-85-1111（内線 145）
栗橋総合支所	栗橋児童福祉係	☎0480-53-1111（内線 238）
鷺宮総合支所	鷺宮児童福祉係	☎0480-58-1111（内線 153）